

(趣旨)

第1条 この規則は、仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例（平成15年仁木町条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(職員の職及び職務)

第3条 条例第3条の規定により置く職員の職は、次のとおりとする。ただし、副館長は必要に応じて置くものとし、条例第12条に規定する指定管理者が管理の代行をする場合にあっては、そのものが置く職員とする。

- (1) 館長
- (2) 副館長
- (3) 書記

2 館長は、上司の命を受け、仁木町高齢者福祉施設（通称：仁木町交流センター『いきいき88』。以下「いきいき88」という。）の業務を掌理し、職員を指揮監督する。

3 副館長は館長を補佐し、書記の担任する事務を監督する。

4 書記は、上司の命を受け事務に従事する。

(権限の委任)

第4条 条例第4条から第9条まで及び第11条に定める町長の権限は、これを館長に委任する。

(館長の報告義務)

第5条 館長は、前条に定める権限を行使した場合又は行使しない場合において、その結果を翌月の5日までに文書により町長に報告しなければならない。

2 館長は、いきいき88において重大な事実が生じたときは、速やかに町長に報告しなければならない。

(館長の印)

第6条 館長の印は、仁木町公印規程（昭和41年仁木町庁達第5号）の定めるところによる。ただし、指定管理者が管理の代行をする場合にあっては、そのものが定める印とする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、条例に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 備付け備品等の取扱いを適切に行うこと。
- (2) 所定の場所以外で火気の使用をしないこと。
- (3) 泥酔又は暴力行為等により、他の使用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (4) 体調のすぐれない者及び飲酒後の入浴は厳に慎むこと。
- (5) 施設の清潔を保つこと。
- (6) その他関係職員の指示に従うこと。

(貸室・敷地使用申請)

第8条 交流室及び研修室（以下「貸室」という。）又は施設用地（以下「敷地」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ館長に「いきいき88（貸室・敷地）使用申請書」（別記第1号様式）を提出し、承諾を受けなければならない。

2 館長は、前項の使用申請について適当と認めたときは、「いきいき88（貸室・敷地）使用承諾

書」(別記第2号様式)を交付する。

(行為及び特別設備等の許可申請)

第9条 いきいき88において、条例第4条に規定する行為をしようとする者及び同第5条に規定する特別の設備をし、又は物件の搬入を行おうとする者は、「いきいき88(行為・特別設備等)許可申請書」(別記第3号様式)を前条第1項に規定する「いきいき88(貸室・敷地)使用申請書」に添えて、館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の許可申請について適当と認めたときは、「いきいき88(行為・特別設備等)許可書」(別記第4号様式)を交付する。

(使用料の納付)

第10条 入館料は、自動券売機による入館券により納付しなければならない。ただし、館長が特に認めるときは、この限りでない。

2 入館料を除く他の使用料は、第8条第2項に規定する「いきいき88(貸室・敷地)使用承諾書」の交付時において、現金により会計管理者に納付しなければならない。ただし、条例第13条第1項の規定により指定管理者の収入として収受させる場合は、この限りではない。

(使用料の免除)

第11条 条例第8条の規定による使用料(入館料を除く。以下本条において同じ。)の免除は、次の各号の一に該当する機関及び団体であつて、その機関及び団体が持つ本来の目的達成のための会議又は事業に使用する場合とする。

(1) 町、町議会、町教育委員会、町農業委員会

(2) 法令及び条例で設置された町の行政委員会又はこれに準ずる団体

(3) その他、館長が認めた団体

2 使用料の免除を受けようとする者は、「いきいき88(貸室・敷地)使用料免除申請書(別記第5号様式)」を第8条第1項に規定する「いきいき88(貸室・敷地)使用申請書」に添えて、館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の免除申請についての可否を決定し、第8条第2項に定める「いきいき88(貸室・敷地)使用承諾書」に、免除額を記入する。

(使用後の点検)

第12条 貸室及び敷地使用者は、使用後速やかに関係職員に届け出て、その点検を受けなければならない。

(使用料の還付)

第13条 条例第9条ただし書きに規定する使用料を還付することができる場合及び還付割合は、次のとおりとする。

(1) 災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなった場合
100分の100

(2) 使用者から使用前までに使用の変更又は取消しの申し出があつた場合 100分の100

(3) その他、館長が特に必要と認める場合 その都度決定

2 使用料の還付を受けようとする者は、「いきいき88使用料還付申請書」(別記第6号様式)を館長に提出しなければならない。

3 館長は、前項の還付申請について適当と認めたときは、「いきいき88使用料還付承諾書」(別記第7号様式)を交付する。

(関係職員の立入り)

第14条 使用者は、使用中における関係職員の職務上の立入りを拒んではならない。

(破損等の届出)

第15条 使用者は、いきいき88の設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに「いきいき88設備等破損(汚損・滅失)届」(別記第8号様式)により館長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(館長への委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、館長において定めることができる。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月1日規則第24号)

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月15日規則第2号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月29日規則第39号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(指定管理者が管理の代行をする場合における規定の読み替え規定)

2 指定管理者が管理の代行をする場合にあつては、この規則の規定中「使用」とあるのは「利用」、「使用者」とあるのは「利用者」、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

3 前項の場合においては、第16条の規定は適用しない。

附 則 (平成19年3月22日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別記第1号様式

館長	副館長	書記	回議	処理	受付No.
				承諾	
				不承諾	

いきいき88（貸室・敷地）使用申請書

年 月 日

仁木町高齢者福祉施設
館長 様

団体名
住所
申請者 代表者名 印
連絡先(電話)
(氏名)

仁木町交流センター『いきいき88』の（貸室・敷地）を次のとおり使用したいので、仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則第8条第1項の規定に基づき、申請いたします。

使用目的			
使用室・敷地	交流室・研修室・施設用地		
使用日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計： 時間)		
超過使用時間	時 分から 時 分まで(超過時間： 時間 分)		
使用予定人数	総数： 人 (内訳：65歳以上 男 人・女 人、中学生 男 人・女 人、小学生 男 人・女 人)		
使用敷地面積	m ² (m× m)	行為・特別設備等	有・無
入場料等徴収の有・無及び金額	有 (円)・無	許可申請の有・無	有・無
		免除申請の有・無	有・無
使用設備	<input type="checkbox"/> 会議用テーブル(座卓兼用～24台～1800×450×700(330)～屋内用) ～ 台 <input type="checkbox"/> 会議用イス(45脚～屋内用) ～ 脚 <input type="checkbox"/> 座布団(50枚～屋内用) ～ 枚 <input type="checkbox"/> ビデオデッキ(屋内用) ～ 1台 <input type="checkbox"/> マイク・スピーカー(ポータブル) ～ 1組 <input type="checkbox"/> ホワイトボード(屋内用) ～ 1台 <input type="checkbox"/> コンセント() ～ ケ所 <input type="checkbox"/> 陳列台(折りたたみ式ワゴン～8台～1500×700×770～屋外用) ～ 台		

- (備考) 1 不要の字句は、抹消してください。
 2 施設用地（敷地）を使用する場合は、使用場所を記入した図面（1/400）を添付してください。
 3 入場料等徴収「有」の場合は、証拠書類（入場料等が判明するもの）を添付してください。
 4 行為・特別設備等許可申請「有」の場合は、「いきいき88（行為・特別設備等）許可申請書（別記第3号様式）」を添付してください。
 5 免除申請「有」の場合は、「いきいき88（貸室・敷地）使用料免除申請書（別記第5号様式）」を添付してください。
 6 備付け設備を使用する場合は、使用設備欄の□内に「レ」印を付し、使用予定数量を記入してください。

別記第2号様式

受付No.		承諾No.	
-------	--	-------	--

いきいき88（貸室・敷地）使用承諾書

年 月 日

団体名
申請者 住所
代表者名 様

仁木町高齢者福祉施設
館長 印

年 月 日付け使用申請のありました、仁木町交流センター『いきいき88』の（貸室・敷地）使用について、仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、次のとおり承諾いたします。

使用目的					
使用室・敷地		交流室・研修室・施設用地			
使用日及び時間		年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計: 時間)			
超過使用時間		時 分から 時 分まで (超過時間: 時間 分)			
使用予定人数		総数: 人 (内訳: 65歳以上 男 人・女 人、中学生 男 人・女 人、小学生 男 人・女 人)			
使用敷地面積		* m ² (m × m)			
貸室料	交流室	有	使用時間(時間) × 200円 =	無	① 円
	研修室	有	使用時間(時間) × 200円 =	無	② 円
	計		①+② =		③ 円
冷暖房料	交流室	有	使用時間(時間) × 100円 =	無	⑤ 円
	研修室	有	使用時間(時間) × 100円 =	無	⑥ 円
	計		⑤+⑥ =		⑦ 円
電気料	超過加算	有	貸室超過時間 [(交流室 分) + (研修室 分)] ÷ 30分 × 100円 =	無	④ 円
	交流室	有	使用時間(時間) × 100円 =	無	⑤ 円
	研修室	有	使用時間(時間) × 100円 =	無	⑥ 円
敷地料	超過加算	有	貸室超過時間 [(交流室 分) + (研修室 分)] ÷ 30分 × 50円 =	無	⑧ 円
	交流室	有	コンセント(ケ所) × 100円 × 日 =	無	⑨ 円
	敷地料	有	* m ² × 10円 × 日 =	無	⑩ 円
割増料	営利行為	有	(③+④+⑩) × 350% =	無	⑪ 円
	入場料徴収	有	(③+④+⑩) × (250%、300%、350%) =	無	⑫ 円
使用料合計			③+④+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫ =		⑬ 円
免除額		有	⑬ × 100% =	無	⑭ 円
納付額			⑬ - ⑭ =		円

(備考) 1 不要の字句を抹消するとともに、各欄の「有・無」について、該当する方に○印を付すること。

※ 使用にあたっての注意事項

- 1 使用当日、本使用承諾書を関係職員に提示し、指示に従ってください。
- 2 準備及び後片付けに要する時間は、使用時間に含まれます。
- 3 使用目的以外に使用しないでください。
- 4 使用後は、原状に回復し、関係職員の点検を受けてください。
- 5 入浴をされる場合は、入館券が必要です。使用当日、施設にてお求め願います。
- 6 その他条例及び規則等を遵守してください。

別記第3号様式

館長	副館長	書記	回議	処理	受付No.
				許可	
				不許可	

いきいき88（行為・特別設備等）許可申請書

年 月 日

仁木町高齢者福祉施設
館長 様

団体名
住 所
申請者 代表者名 印
連絡先(電 話)
(氏 名)

仁木町交流センター『いきいき88』の施設内において、次の（行為・特別の設備又は物件の搬入）をしたいので、仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定に基づき、申請いたします。

行為（設備・搬入）の目的		
行為（設備・搬入）の場所	交 流 室 ・ 研 修 室 ・ 施 設 用 地	
行為（設備・搬入）の日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計： 時間 分)	
特別設備（搬入物品）名及び規格・数量	(設備・物品名)	
	(規格)	(数量)

- (備考) 1 不要の字句は、抹消してください。
2 「いきいき88（貸室・敷地）使用申請書（別記第1号様式）」に添付してください。

別記第4号様式

受付No.		許可No.	
-------	--	-------	--

いきいき88（行為・特別設備等）許可書

年 月 日

団体名
申請者 住 所
代表者名 様

仁木町高齢者福祉施設
館 長 印

年 月 日付け許可申請のありました、仁木町交流センター『いきいき88』の施設内における（行為・特別の設備又は物件の搬入）について、仁木町高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定に基づき、次のとおり許可いたします。

行為（設備・搬入）の目的		
行為（設備・搬入）の場所	交 流 室 ・ 研 修 室 ・ 施 設 用 地	
行為（設備・搬入）の日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計： 時間 分)	
特別設備（搬入物品）名及び規格・数量	(設備・物品名)	
	(規格)	(数量)
許 可 条 件	善良な管理のもとに、目的に従い（交流室・研修室・施設用地）を使用するものとし、事故等が発生した場合は、申請者の責任において対処すること。	

(備考) 1 不要の字句を抹消すること。

※ 使用にあたっての注意事項

- 1 使用当日、本使用許可書を関係職員に提示し、指示に従ってください。

別記第5号様式

館長	副館長	書記	回議	処理	受付No.
				免除	
				非免除	

いきいき88（貸室・敷地）使用料免除申請書

年 月 日

仁木町高齢者福祉施設
館長 様

団体名
住所
申請者 代表者名 印
連絡先(電話)
(氏名)

仁木町交流センター『いきいき88』の（貸室・敷地）使用料について、次により免除を受けたいので、仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則第11条第2項の規定に基づき、申請いたします。

使用目的	
使用室・敷地	交流室・研修室・施設用地
使用日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計： 時間)
超過使用時間	時 分から 時 分まで(超過時間： 時間 分)
使用予定人数	総数： 人 (内訳：65歳以上 男 人・女 人、中学生 男 人・女 人、小学生 男 人・女 人)
使用敷地面積	m ² (m × m)
主催者名	
申請理由	[理由]

(備考) 1 不要の字句は、抹消してください。

2 「いきいき88（貸室・敷地）使用申請書（別記第1号様式）」に添付してください。

※ 町で記入します。（該当する可否の欄に○印を付し、「可」の場合は該当号数を記入すること。）

免除の可・否	可	施行規則第11条第1項第 号の規定に該当
	否	施行規則第11条第1項規定非該当（目的外の使用）

※ 施行規則第11条第1項—条例第8条の規定による使用料（入館料を除く。以下本条において同じ。）の免除は、次の各号の一に該当する機関及び団体であって、その機関及び団体が持つ本来の目的達成のための会議又は事業に使用する場合とする。

- (1) 町、町議会、町教育委員会、町農業委員会
- (2) 法令及び条例で設置された町の行政委員会又はこれに準ずる団体
- (3) その他、館長が認めた団体

別記第6号様式

館長	副館長	書記	回議	処理	受付No.
				還付	
				非還付	

いきいき88 使用料還付申請書

年 月 日

仁木町高齢者福祉施設
館長様

(団体名)
住所
申請者氏名 印
(代表者名)

仁木町交流センター『いきいき88』の使用料について、次により還付を受けたいので、仁木町高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則第13条第2項の規定に基づき、申請いたします。

使用料区分	入館料・貸室料・冷暖房料・電気料・敷地料				
使用日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計： 時間)				
使用人数	総数： 人 (内訳：65歳以上 男 人・女 人、中学生 男 人・女 人、小学生 男 人・女 人)				
使用敷地面積	㎡ (m × m)				
納付使用料	円	還付申請額	円		
申請理由	[理由]				

- (備考) 1 不要の字句は、抹消してください。
2 還付請求(入館料請求を除く。)には、先に交付の「いきいき88(貸室・敷地)使用承諾書(別記第2号様式)」を添付してください。

※ 町で記入します。(該当する欄に○印を付し、該当号数及び還付割合を記入すること。)

還付理由	施行規則第13条第1項第 号の規定に該当	還付割合	100/100
	施行規則第13条第1項第3号の規定に該当	還付割合	/100

- ※ 施行規則第13条第1項第1号—災害その他、使用者の責めに帰することができない理由により、使用できなくなった場合 100分の100
 ※ 施行規則第13条第1項第2号—使用者から使用前までに使用の変更又は取消しの申し出があった場合 100分の100
 ※ 施行規則第13条第1項第3号—その他、館長が特に必要と認める場合 その都度決定

別記第7号様式

受付No.		還付No.	
-------	--	-------	--

いきいき88 使用料還付承諾書

年 月 日

(団体名)
 申請者 住 所
 氏 名 様
 (代表者名)

仁木町高齢者福祉施設
 館 長 印

年 月 日付け還付申請のありました、仁木町交流センター『いきいき88』の使用料について、仁木町高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例施行規則第13条第3項の規定に基づき、次のとおり還付いたします。

使用料区分	入館料・貸室料・冷暖房料・電気料・敷地料		
使用日及び時間	年 月 日 時 分から 時 分まで (使用時間の計: 時間)		
使用人数	総数: 人 (内訳: 65歳以上 男 人・女 人、中学生 男 人・女 人、小学生 男 人・女 人)		
使用敷地面積	㎡ (m × m)		
納付使用料	円	還付額	円
還付する理由	施行規則第13条第1項第 号の規定に該当	還付割合	100/100
	施行規則第13条第1項第3号の規定に該当	還付割合	/100

(備考) 1 不要の字句を抹消するとともに、「還付する理由」欄の該当する方に○印を付し、該当号数及び還付割合を記入すること。

別記第8号様式

館長	副館長	書記	回議	処理
				調査の うえ、 指示

いきいき88設備等破損（汚損・滅失）届

年 月 日

仁木町高齢者福祉施設
館長 様

(団体名)
住 所
届出者 氏 名 印
(代表者名)

仁木町交流センター『いきいき88』の設備等について、次のとおり破損（汚損・滅失）したので、高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例施行規則第15条の規定に基づき、届出いたします。

破損（汚損・滅失）の日時	年 月 日 時 分
破損（汚損・滅失）設備等	
破損（汚損・滅失）設備等の箇所及び個数	
破損（汚損・滅失）設備等の状況	[被害状況等]
対処の方法等	
顛 末	

(備考) 1 不要の字句は、抹消してください。